

令和5年9月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年9月8日 金曜日 午後3時03分から午後4時07分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (24人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	7番	山下 一郎	
	2番	佐伯 守	8番	中川 勝彦	
	3番	前田 繁昌	11番	入江 栄	
	5番	安藤 幹雄	14番	遠藤 幸子	
推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司	
	8番	戸野 悦宏			

4 欠席委員(6名)(農委4番 石原 文義、農委6番 矢田 考志、農委9番 小谷 恵、
農委10番 岡田 浩司、農委12番 荒松 将志、農委13番 米澤 誠一)

5 議事録署名委員の決定 (3番 前田 繁昌、5番 安藤 幹雄)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第5号 大山町農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	坂 田 真 寛
主 任	西 川 援
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、只今から会長の御挨拶で9月の定例農業委員会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

議長 失礼します。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。
皆さんも感じとられると思いますけど、やっと朝晩が涼しくなりまして、今までの暑さはどこに行ったんだろうと思う次第でございます。
今の状況ですと、梨はほぼ中生が終わったようですし、逆に今度コンバインがスタートしているような話を聞いております。
皆さんも御存じのように、コロナがあちこちで流行り出しまして、話によりますと、選果場がコロナのために作業ができないような状況があったちゅうことを聞いています。
そういうことですので、皆さんも健康に注意されまして、これから健康管理をしていってほしいと思います。
これから、9月の大山町の定例農業委員会を開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 まずですね、欠席届が出ております。
農業委員の4番委員さん、それから6番委員さん、10番委員さん、12番委員さん。
それから、農委13番委員さんですけど、遅れるちゅうことですのでよろしくお願いします。
農委9番委員さんはまだ連絡ないですけど、追って来られると思いますので、よろしくお願いします。
そういうことですので、現在の出席者は8名、欠席者が5名ということで、今回が成立することを宣言します。
続きまして、議事録署名人の決定に入ります。
今回は3番委員さん、4番欠席ですので5番委員さんをお願いします。

議長 それでは、4番の会務報告を事務局のほうから、よろしくお願いします。

事務局 【会務報告】
(8月10日) ・農業委員会研修会、定例農業委員会について。
(8月21日) ・親元就農促進支援交付金事業に係る研修計画審査会について。
(8月22日) ・鳥取県農業会議臨時総会、鳥取県農業委員会会長協議会定期総会について。
 ・市町村農業委員会会長・事務局長会議について。
(8月23日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。

- (8月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
・鳥取県農業委員会女性協議会定期総会・研修会について。
- (9月1日) ・鳥取県農業委員会職員協議会総会・研修会について。
- (9月4日) ・鳥取県年金加入推進特別研修会について。
・農業次世代人材投資事業就農状況報告に係るサポートチームによる圃場確認及び経営状況の確認について。
- (9月5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (9月7日) ・農業次世代人材投資事業就農状況報告に係るサポートチームによる圃場確認及び経営状況の確認について。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、5番目の議案について審議していきたいと思えます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、よろしくお願ひします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

番号22、〇〇、田3筆、合計1,342㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。

本件申請は、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地確認を午前中されておりますので、推委11番委員さん、よろしくお願ひします。

推委11番委員 推進委員、11番でございます。

今日の午前中にですね、現地のほうを確認させていただきましたので、その結果について御報告をさせていただきます。

土地につきましては、3分筆、3つに分かれておりますけども、連番ではございませんけども、現地のほうは3つ繋がった区画になっております。現状は、耕作していらっしゃるようで、若干草は伸びておりましたけども、管理されている土地でございます。買われる方につきましては、◇◇さんが購入予定ということになっております。隣接のところで、耕作をしていらっしゃいます。

最後に報告がございまして、△△△-△△の地番につきましては、利用権が設定してございましたけども、8月3日付けで合意解約ということになっておりますので、売買については支障が無いかなというふうに理解しております。

以上、特段の問題点はないというふうに思えます。御報告をさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

これにつきまして、何か御質問等ありましたら。

無いようですので、この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、承認されました。

議長

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、御説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号10は農業機械置場及びビニールハウス建設、番号11は太陽光発電設備の設置です。譲渡人、譲受人は2ページに記載のとおりです。

説明のほうですけれども、まずは番号10番からさせていただきます。

位置図については3ページ記載のとおりで、◎◎◎◎◎の西側になります。

今回の申請は、手続きが無く既に転用されてしまったもの及び転用途中のものに対して、後追いで許可を求める、いわゆる追認の案件になります。

分かった発端としましては、7月下旬に地元の方から「農地で工事が行われているが、転用許可が出ているか」という確認の連絡からでした。現地確認の結果、真砂土の農業機械置場が整備済みで、その隣にビニールハウス設置のための土台が造成済みとなっており、農地転用に必要な手続きがなされていませんでした。

申請者、今回の譲受人ですけれども、その方は農業をされている方でして、現地で立ち合いのもと確認したところ、「農地転用の手続きが必要であることを知らなかった」ということで、制度の説明を行ったところ申請者の方の理解も得られ、今回の9月議案に向け、申請書類の準備等についても誠実に対応していただいたところではあります。

なお、始末書の添付もありまして、「農地転用を知らず、着工してしまい申し訳なかった。以後はこのような事が無いよう農業者としての知識を学んでいきたい」旨の記載がありました。

転用目的としては、農業機械置場とビニールハウス建設で、利用計画図を4ページに載せています。筆の西側にビニールハウス2棟、東側に奥の農地への進入路と農業用機械を駐車するというような計画になっています。

右側のビニールハウスの土台部分には筆の形状に合わせてなだらかに傾斜をつけていますので、利用計画図では左上がちょっと伸びた形で記載をされています。

ビニールハウスの図面は、5ページ、6ページに載せています。

代替地も検討されましたが、利用計画図の右上にある○○△△△-△に設置済みのビニールハウスに隣接している今回の申請地を整備するのが効率的であり、今後は拠点として利用していきたいということで、選定をされました。

今回の申請地は農業振興地域内農用地でありますけれども、農業用施設用地への用途区分変更手続きのほうはなされています。

雨水対策としては、農業機械置場は真砂土で地下浸透でして、ビニールハウスのほうの土台もエコソイルで地下浸透する計画というふうになっています。

ただし、昨今の突然の豪雨の際もあるかということで、浸透しきらない雨水が農業用水路へ流れる可能性も考慮されて、◇◇土地改良区からの雨水放流の同意書のほうも取得されています。

今回の申請は農業用施設用地への転用でありまして、土地改良区の意見書、融資証明書や計画面積、被害防除計画も適切であることから、周辺農地への影響についても特に問題はなく、事前にきちんと転用申請がなされていれば許可になったものと思われまます。

説明は以上です。

すみません。続きまして、番号11番ですが、太陽光発電設備の設置についてです。

7月の農業委員会で審議していただきました、〇〇集落横の4条追認案件、墓地への進入路でしたけども、および非農地証明案件、養殖池の跡の一部が農地へ侵入していたというものでしたが、その農地になります。無断転用となっていた農地の整理がついたため、この度の5条申請となりました。

位置図については7ページ、土地利用計画図は8ページ、設置される架台の構造図は9ページとなります。ちょっと印刷が薄くなっているかと思いますが、ちょっと見難いようで申し訳ありません。

8ページの土地利用計画図の通り、外側の薄い枠線が原野も含めてですけれども事業用地で、そこから1m内側のフェンス内に太陽光パネルが189枚設置されます。

管理方法については、年2回の除草作業と、定期点検が1年に1回行われます。また、もし地元から要望があれば、その都度除草作業は行われるということです。

雨水対策としては、舗装等を行わずに現状の保水力を利用するという地下浸透という計画になっています。

農地区分は、周辺宅地であるとか9号線の段差で分断された場所に位置する第2種農地となります。

周辺に日照を阻害するものがなく、被害や迷惑を及ぼす可能性が極めて低いという条件で土地を検討されましたが、最終的に地権者の同意が得られた本申請地となりました。

なお、設置する集落へは8月28日の寄合で説明をされ、設置への集落同意書も得られています。

また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社から申請者へ宛てられた「系統連結の契約案内」、それから小売電気業者登録のある▽▽▽▽▽▽▽株式会社と申請者との「覚書」の添付もあることから、今回の申請内容が電気事業法上の施設

基準を満たしており、小売業者へも安定して電力を売電できるということを確認しています。そのほか残高証明書、計画面積、被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いと判断しております。

説明は以上です。

議長 それでは、現地確認をされていますんで。

農委1番さんから。

農委1番委員 はい。1番です。午前中に行った現地確認の報告をいたします。

番号10番の〇〇の土地ですけども、図面の4ページにありますとおりで、△△△-△は造成してあって、そういうこと。△△△も△△△-△も□□さんが使用しておられる土地ですし、雨水の問題についても事務局から詳しく説明がありました。そのとおりです。このビニールハウス、農業に関する施設ですし、追認する形にはなりますけども、やむを得ない事例だと思います。

審議をよろしくお願いします。

議長 まとめてで。

事務局 まとめてで良いです。

議長 続きまして、農委2番委員さん、報告をお願いします。

農委2番委員 はい。2番です。現地確認の報告をします。

本日、事務局、農委1番委員、推委11番委員と私の4人で、番号11、〇〇〇〇〇△△△-△の一部の農地転用の申請について、現地を確認してきました。

ここは先ほども説明がありましたけども、非農地申請で審議をした場所です。何年もですね、耕作された様子は見られませんでした。きれいにされておられました。また近くには説明があったとおり水田等はなく、排水関係は雨水のみだと思いますけども、北側に町道がありますけども、その町道沿いにですね、排水溝がありますんで、そちらのほうに流れていくんだらうと。地下浸透と溢れたものに対しては、排水路のほうに流れていくということで、転用に際し何ら問題は無いというふうに見てまいりました。

審議のほう、よろしくお願いします。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問がありましたら。

(農委3番委員、挙手)

はい、農委3番委員さん。

農委3番委員 3番です。

この11番の案件ですけれども、基本的には全国的には農地では太陽光は認められないという方向で流れていると思うんですけれども、今回これを認めるとですね、もう大山町どこでも太陽光のために水田・畑等ですね、転用しても許可が下りるといふような想定で考えても良いということですか。

基本的には下ろさない方向にというのが国の施策だったと思うんですけれど

も、太陽光事業はあれでいっぺんにしぼんだと思うんですけれども、大山町は特別に下ろすということですか。

議長 事務局。

事務局 はい。大山町としては、農振農用地の場合はまず太陽光への設置が認められていないというのがあります。

今回の場所については、農振農用地でないということが1つの整理がありまして、次に農地区分ですね、大山町でいうと第1種農地、第2種農地、第3種農地とあるんですけれども、全国的に太陽光への転用が認められていないのは、第1種農地にして、第2種農地でしたら、今回の申請地ですね、代替地を検討して無い場合は太陽光の設置もやむを得ないというような取り扱いになりますので、それで、今回の場所は整理しますと第2種農地になりましたので、書類等審査して太陽光の設置もやむを得ない場所なのかなということで進めさせていただいたところです。

以上です。

議長 よろしいでしょうか、農委3番さん。

農委3番委員 以前にも農地にですね、大山町でですね、農林水産課の事務担当取り扱いのミスで、結果的には農地を太陽光に変えてしまったというふうな案件があったわけですが、最終的には許可申請を受理して、申請の手続きまでやらしてということで、最終的には裁判で訴えられるというようなところまでいって、仕方なしに大山町が許可したという経過があると思います。3、4年前じゃないですかね。だけ、やっぱり慎重にですね、何でも「はい」というわけには。だけど、この2種農地であればいいということになれば、住宅関係の近くであれば全部オッケーという話でありますよね。あるいは国道であるとか、そういう付近であればオッケーという想定であれば、やってもいいってことですね、ほんなら。基本的にですね、その住宅を建てる、農地に関係する10番であるとか、こういう案件に関しては、基本的には許可をせざるを得ない意向であるというのは分かりますよ。ただ、必要に応じてという、どれも必要に応じてかもわからんですけれども、ちょっとこの事業をするために開発するというのは、ちょっと意味合いが違う。あくまでも許可を得るための申請ですので、何でもオッケーというための申請じゃないですから。根本的にはやっちゃいけないことを許可するわけですから。だけん、その辺を皆さんが「うん」と言われたらそうなのかもわからんですけれども、今後はそういう格好でいかれるんなら、統一していくということを視野に入れときならんといけんじゃないかなと思いますけれども。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。やっちゃいけないことをするというのではなくて、あくまでも農地区分に応じて、許可できない理由が無いという状況でしたので、そういった整理で第2種農地と判断した場合に、太陽光への転用は駄目という理由が見つかる

らなかったということで、最終的には県のほうでも審査はされる場所ではありますけれども、そういったところで進めてはいけない案件ではないということで、農業委員会のほうにも議案としてお諮りしたところです。

事務局

すみません。

農委3番委員の御質問ですけど、以前と取り扱いは変わっておりません、先ほどおっしゃいました、やむなくということがありましたけども、そちらは第1種農地でありましたので、これはもうできない、全国的にできないというところでもあります。

このたび第2種農地に囲まれた連担しないということで、できないことはないという、取り扱い自体は以前と変わってはいないということでございます。

農委3番委員

分かりました。

議長

よろしいでしょうか。その他。

(農委7番委員、挙手)

はい、農委7番委員。

農委7番委員

7番です。

先ほどの事務局の説明の中で、第2種農地については、代替地が無く、やむなくここしかないんだということの説明がありましたけども、非常に曖昧なような気がするんですし、本来、地主さんが事業者になって4条申請であれば、その人が、その場所でないというのとは分かりますけども、第三者が購入をしてされるということについては、ましてや業者さんは米子市の方ですよ、会社。そこでないとできない、他に代替地が無いっていうか、することを前提に、ここは駄目だったら他の場所、その辺が非常に曖昧な説明になろうと思うんですけども、どういった代替地が無いっていう捉え方についての説明と、他がどことどこどこを当たって、どうしてもこの事業はしなくてはいけない、ここしかするところが無いっていうところは、どの辺までの確認をされるのか、教えていただきたいと思います。

議長

事務局。

事務局

はい。代替地についてはですね、この付近、この海岸沿いのほうにあります、割と近い面積の場所を検討されてまして、まず、候補地AとBを検討されて今回の申請地になったっていうふうになってますけれども、候補地Aについては、県外の会社が管理している土地ということで、高額な条件を提示されたっていうことや身元がはっきりしない業者さんっていうことで、購入を断念されたというふうになっています。

もう1つ、近くの農地については、所有者さんが耕作を継続される意思が強く、良い返事が得られなかったということで、検討されて今回の申請地になったということになっております。

スペースとしては、その189枚を設置するぐらいのスペースを要する場所を探されていたということで、農地も含めて検討せざるを得なかったというような経緯があります。

議長 農委7番さん。

農委7番委員 第1候補地は、そこも農地だったですか。

事務局 最初に御説明しました候補地Aについては、農地ではない場所ですね。

今回、その農地以外の場所も検討をされたんですけれども、ある程度の広さを必要とするということで、農地も含めて検討せざるを得なかったというところですよ。

農委7番委員 その辺が、検討をすれば事業をするのがありき。検討したら、結局農地しか無かったっていうストーリーのようですけども、そもそもが農地以外のところで本当に当たって、この辺の区域でないと太陽光ができないんですかね、太陽光発電は。そこの選定が他に無いっていう理由では、土地は何ほでもあるわけで、別に農地でしなくても、そこが非常に。

反対に2種だったら、反対に言えば、農地として本当に適当でない転用やむなしだよねと、今後ここで農業をしていくのには、余りにも農地として不便もあるし狭小で使いづらい、何になっても転用はやむを得んかと。

要は優良農地でないからっていうことであれば、判断はつくんでしょけども、他に場所が無いっていう言い方を理由にというのは、非常に農業委員会としては、やむを得ませんねってはいえないような状況だと思うんです。現場のほうを見ていただいた中で、本当に今後農業をこの所でしていくのには非常に不便だし、これだけ耕作者も少なくなって誰も使い手がないので、今後、放棄地になるとかそういった状況になるのであれば転用やむなしだなあというように農地なのかどうなのかっていうほうが、余計に判断する材料になるんじゃないかなと思うんですけども。今までの転用も、太陽光もありましたけども、現場が「これは農業をするって言っても大変だよな。仕方ない。周りの人も誰も作ってくれる人がいない」そういった状況だったら、太陽光やむなしってこっちが判断、意見を言いたいけども、業者さんが他に当たって無かったけ、ここしかないと言われる理由は、ちょっとそれで流入するんだったら、もうちょっと明確な選定理由が必要じゃないでしょうか。

(農委1番委員、挙手)

議長 はい。農委1番委員。

農委1番委員 1番です。

現場を確認してきたものの意見として、地目は田になっておりますけども、何十年も田を作った形跡もなく、畦畔も消滅しておりますし、表土というところも礫がかなりあります。それから、なるんでもいません。隣は原野で、とても優秀なというか良い農地とは言えない状況ではありました。もう周りに農地もありません。そこだけが墓地の隣のところの土地ですし、今後、誰かが作るということも考えられないような土地ではありました。

現場を見てきた者としての、考えを述べさせていただきました。

農委7番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 その他、意見ございませんでしょうか。

(推委1番委員、挙手)

はい、どうぞ。

推委1番委員 推進委員の1番です。

番号10の説明の中で、農振除外はされてますということでしたけども、これはいつ頃に農振除外がされてたんですか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 はい。農振除外のほうは、申請をちょっと過ぎたあたりだったんですけれども、農振の担当のほうの、すみません、農振除外ではなくて、農用地区分の変更ということですね。失礼しました。はい。

推委1番委員 例えば、その農振除外だったら、その除外申請されたときにね、本来でしたら、もうどういう状況かっていうのは当然確認されると思うんですけども、その場合には所有権の移転って話があるのか、何か別なことで除外があるのかということから考えたら、やっぱりこの今回遅れたっていうのは、つまり、第三者が見て農業委員会の許可するまでに、「ここ変なことになってるよ」というふうに言われるまでにですね、本来だったら、その申請をされた方のほうに促す機会があったんじゃないかなと、その説明を聞きながら思ったんですけれど。その辺でいくと、事後承認という形になりますが、結果としてね。果たしてこういうことが、例えば事後承認がもう1年も過ぎた、第三者も言ってこなかったから分からなかった、2年も3年も過ぎてたというようなことで申請をするということで見ただけの場合に、例えみたいな話ですけど、農業委員会としてそれはやむを得ないから承認するねということにあんまりしていくっていうのは姿じゃないなと思いますんで。今後そういう点でちょっと、その辺の事業と申しますか、その農振除外とか今さっき言われた正式にこういうもんだといったような機会があればですね、やはりその辺の関連をきちんと庁内の中で横を通してもらえれば、ある程度こういうことが防げたんじゃないかなというふうに思いましたんで、そういう意見であります。

議長 事務局。

事務局 はい。失礼します。

先ほどの推委1番委員のご意見でございまして、無断転用に至るまでに何かそういった判明するすべがないかということだと思いますけども、実際に親子間の贈与に当たると思うんですけども、なかなか、親子間でなくても所有権が移転される場合に、なかなか農業委員会のほうでそれが把握できてないというか、データは大分タイムラグがあるんですが何か月後に来るのは来るんですけども、自動的にそれが変わるだけでして、そこがなかなか難しいところではあります。

それから、農振区分の変更につきましては先ほど言いましたように、今回の農地転用の少し後に出てきたということで、本人さんが農振農用地の除外ですとか区分変更の認識もなかったということでもありますので、なかなかちょっと難しいところがありますので、やはり、そこはもう事務局もですけども、現場

に出る際に皆さんにおかれましても、早めに発見していただくということで早め早めでしたら対応が何とかできるかと思いますので、そこはちょっとお願いにはなると思えますけども。ということで、事務局としてはそういうふうを考えております。

議長 よろしいでしょうか。

推委1番委員 はい、分かりました。

議長 その他、これに対してご意見ありませんでしょうか。

無いようですので、採りたいと思います。

10番、11番を分けてやりたいと思います。

10番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員。

それでは、11番について許可しても良いつて方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員許可ってということで、ありがとうございました。

両方とも、申請のとおり許可されました。

議長 続きますして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

このことにつきまして、何か御質問等ありましたら。

無いようですので、これについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ってことで、承認されました。

議長 続きますして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

これにつきまして、番号の14番15番、それから16番18番を除いて審議したいと思いますのでよろしくをお願いします。

何か質問等がありましたら。

よろしいでしょうか。

無いようですので、よろしければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、よろしくをお願いします。

それでは14番15番について、推委11番委員さん、ちょっと(議事参与の制限のため)出てください。

事務局
議長

会長、ちょっと説明していただいたほうが良いんじゃないかなと。

はい。失礼しました。

ちょっと待ってください。初めての状況なようですんで。

事務局

説明していただいたら。関係する方は議事参与できないというのを教えてあげたら。

議長

失礼しました。さん、大変申し訳ございません。

審議の対象になった推委11番委員さんにつきましては、議決のほうに参加できませんので退席してもらおうようになってますので。

事務局
議長
事務局
議長

親族、親族。親族も。

親族。

同じ世帯。

すみません。なかなか上手くいきませんで。

(推委11番委員、退室)

番号14番15番につきまして、何か質問等ありましたら。

(ありません、との声あり)

はい。無いようですので、よろしければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員うちゅうことで許可されました。

(推委11番委員、入室)

続きまして、16番から18番について、推委12番委員さん(議事参与の制限のため退室を)をお願いします。

(推委12番委員、退室)

番号16から18について何か質問等が。

意見がなければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、承認されました。ありがとうございます。

(推委12番委員、入室)

議長

議案第5号、大山町農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、大山町農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。ということでございまして、17ページのほうに、右側のほうに大山町からの照会文を付けております。

事前に配布しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」というホチキス留めで、何ページかあるものを御覧いただきたいと思います。議案と一緒に送付させていただいたものでございます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想なんですけども、これは10年後の目標を定めて、これに基づいて支援をしていくというような構想になるんですけども、これがこの度のいろいろな制度改正も含めてですね、一部変更、軽微な変更なんですけども、ということで照会がありました。

変更するところはですね、これページ数が振ってなくて申し訳ないんですけども、まずちょっと訂正もあります。1枚めくっていただきまして、2番目の「施策展開の方向と目指すべき農業構造」中段から下になりますけれども、2枚目のですね、そちらの中ほどの「そのための基礎として、人・農地プランの実質化」というふうに記載されておりますが、これを「地域計画の策定」ということになりますので、「人・農地プランの実質化」ではなくて、今年4月から「地域計画の策定」ということで名称は変わっておりますので訂正をさせていただきます。併せまして、その裏のページになるんですけども、裏のあと3か所あります。裏の丸の2つ目。上からですね、認定農業者制度がより効果的に運用されるよう、「人・農地プラン」と書いてありますが、こちらも「地域計画」になります。それから併せて、イの組織経営体の育成の5行目、「今後も人・農地プラン」と書いてありますがこちらも「地域計画」になります。それからですね、このイの組織形態の育成の中の丸の3番目、「これまでに人・農地プラン未策定の集落」これも「人・農地プラン」でなくて「地域計画」になりますので、申し訳ありません、訂正のほうよろしくをお願いします。

それからですね、今回の変更点になるんですけども、大きく2つありまして、1つ目がですね、ページが振ってなくて申し訳ないんですけども、4枚目の裏になります。4枚目の裏のですね、赤字部分になりますけれども、これが「第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」ということで、新規参入、新規就農者の参入促進について新たに位置付けるということで、これが第3の1から4までになっております。

全てこれは読み上げませんが、農業委員会に関係するところとしまして、次のページの3番目、「関係機関との連携・役割分担の考え方」というところで、この農業委員会が出てまいります。「本町は、県、農業委員会、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・

確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。」と
いうことで、①のところで、「県農業会議、農地中間管理機構、町農業委員会は、
新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農
地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。」ということでご
ざいます。

それから4番目にですね、「就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確
保・育成のための情報収集・相互提供」ということで、こちらの2つ目のポツ
のところで、農業委員会が出てくるわけですが、「農業を担う者の確保のため、
農協等の関係機関と連携して」、経営の移譲のことが書いてあるんですが、
「経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域
内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関
係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑
に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、中間管理機構、それか
ら町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポート
を行う。」というので、新規就農の参入促進に関する項目が追加をされるとい
うことでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、第5になりますけども、2つ目の
大きな改正ですけども、「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」①の地
域計画推進事業が追加となります。

詳しくは、この下の1番目、「地域計画推進事業に関する事項」に記載してご
ざいますが、全ては読みませんが、ここに書いてありますのは、協議の場、い
わゆる前で言うと「人・農地プラン」の話し合いの場ですけども、協議の場
の開催時期については、その地域の農繁期を除いて設定するということが記載
されております。

それから参加者、4行目ですが参加者については、農業者、町、農業委員、
農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の相談員、土地改
良区、県、その他の関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の
出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うことと記載してございま
す。

それから、これは今言いましたのは、協議の場を農繁期を除いて、いわゆる
農閑期に設定して、いろいろ関係者、農業委員、推進委員さんも参加をしてい
くということが書いてあります。

もう1つその下のほうに、8行目にですね、「農業上の利用が行われる農用地
等の区域については、旧町単位、以前の「人・農地プラン」も旧町単位で作ら
れておりました。旧町単位を基に、基本として、農業振興地域内の農用地等が
含まれるように設定するというので書いてあります。

それから3行下ですけども、「町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委
員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しな
がら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う

こととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。」ということで記載してあります。

この以上が、地域計画推進事業ということで「人・農地プラン」の名称が変わりましたので、これを新たに追加をされるということであります。

これは大きな2つの変更点でありますけども、もう1点その下に、2番目に「利用権設定等促進事業に関する事項」が書いてありますが、この赤字部分になりますけれども、経過措置ということで、基本的にはこの基盤法、相対する貸し借りってというのは廃止となっております。全て機構を通した貸借になるわけですけども、令和6年度末までは経過措置ということで、相対する貸し借りが残っているということの部分の追加、経過措置について記載をされております。

変更点は以上でございますが、本来でしたら町の農林水産課のほうが出向いで説明をするところでありまして、今日ちょっとどうしても来れないということでありましたので、私のほうから説明をさせていただきました。よろしく願います。

議長

今、説明が事務局のほうからありましたけど、何かこれに対してご意見ございましたら。

無いようですので、これについて採決をとりたいと思います。

これについて、賛成の方は挙手をお願いします。一応、採らないけんってことですので。

(挙手多数)

はい。全員ってことですので、承認されました。

議長

議案の審議は終わりましたので、6番目の報告事項について、見ておいて下さい。一番最後のページになります。

議長

その他のことになります。

その他の定例会の日程について、10月につきましては、10月の10日、午後3時から、場所は同じく改善センター、ここでやりたいと思いますけどよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、そうさせていただきます。

その他について、何かありましたら。

無いようですので、これで9月の定例農業委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 前田 繁昌

議事録署名委員 安藤 幹雄

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。